

[事案 2023-153] 新契約無効請求

・令和6年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月に乗合代理店を通じて契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 早期に解約すると目減りすることは聞いていたが、4か月以内の解約では解約返戻金が支払われないことは説明されていない。
- (2) 保険料が引き落としできなくても、2か月以内に復活手続きができることを説明されていない。
- (3) 募集人から、増額ができないとして高い保険料の契約を勧められたうえ、最低月払保険料について説明されていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と複数回面談し、契約締結前交付書面および設計書を用いて、解約した場合の解約控除および市場価格調整について説明しており、設計書は、都度、申立人に手交している。
- (2) 申立人から、月払保険料を2~3万円の範囲で検討しているとの発言があり、募集人は申立人に対して、本契約の最低月払保険料が2万円であることを説明したうえで、申立人の要望通り月払保険料2万円と3万円のプランを提示した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。